

大分県報

平成二十九年

第二九二四号

十月十三日

（金曜日）

目次

告示

解除予定保安林（四件）……………一
都市計画事業の認可……………二

公告

平成二十九年年度砂利採取業務主任者試験の実施……………二

○告示

大分県告示第五百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

平成二十九年十月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 解除予定保安林の所在場所

大分市大字一尺屋字吉ノ上四四〇六番二・四四〇七番二・四四〇八番二・四四〇九番三・四四一二番三・四四一二番四・四四一三番八から四四一三番一〇まで（以上九筆国有林）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

大分県告示第五百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水

平成二十九年十月十三日

産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

平成二十九年十月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 解除予定保安林の所在場所

大分市大字一尺屋字吉ノ上四四一三番一（以上一筆国有林）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

大分県告示第五百九十二号

次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十九年十月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 解除予定に係る保安林の所在場所

大分市大字一尺屋字吉ノ上四四一二番二、四四一三番三から四四一三番五まで

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

大分県告示第五百九十三号

次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十九年十月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 解除予定に係る保安林の所在場所

大分市大字一尺屋字吉ノ上四四一三番二

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

大分県報（告示）

一

大分県告示第五百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十九年十月十三日

大分県知事 広 瀬 貞 貞

一 施行者の名称
豊後高田市

二 都市計画事業の種類及び名称
豊後高田都市計画公園事業

二・二・六号 御玉市民公園

三 事業施行期間

変更前 平成二十七年七月二十一日から平成三十一年三月三十一日まで
変更後 平成二十七年七月二十一日から平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 取用の部分
平成二十七年七月二十一日大分県告示第四百六十六号の事業地のうち豊後高田市御玉字御玉地内において事業地を変更する。
- 2 使用の部分
変更なし

○公 告

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、次のとおり平成二十九年砂利採取業務主任者試験を実施する。

平成二十九年十月十三日

大分県知事 広 瀬 貞 貞

一 試験の日時

平成二十九年十一月十日（金） 午前十時から正午まで

二 試験の場所

大分市大手町二丁目三番十二号

大分県市町村会館六階六二会議室

三 試験科目

- 1 砂利の採取に関する法令
 - 2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 四 試験の方法
筆記試験
- 五 受験願書の受付期間及び受付時間
1 受付期間
平成二十九年十月十六日（月）から同月三十日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
なお、郵送により受験願書を提出する場合は、平成二十九年十月三十日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。
- 2 受付時間
午前九時から午後五時まで
- 六 願書提出先
大分市大手町三丁目一番一号（郵便番号八七〇一八五〇二）
大分県土木建築部河川課
- 七 提出書類
1 受験願書（砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）様式第九）（以下「受験願書」という。）
2 写真一葉（手札形とし、出願前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）
- 八 受験手数料
八千円（受験願書に大分県収入証紙を貼り付けること。）
- 九 受験願書の入手方法
1 受験願書の交付場所
大分県土木建築部河川課又は最寄りの土木事務所
2 インターネットによる入手
大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/17200/h29-zyarisaitsyu-shiken-zissai.html>
- 十 その他
その他詳細については、大分県土木建築部河川課又は最寄りの土木事務所に問い合わせること。